

鳥取県救急医療施設運営費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県救急医療施設運営費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、へき地医療、救急医療等の特殊な医療の確保、患者の療養環境並びに医療従事者の職場環境の改善等を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、別表の第4欄に掲げる事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、交付を受けられる市町村は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業を行う市町村

(2) 病院の開設者に対し、その者が行う補助事業（以下「間接補助事業」という。）に係る間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、補助対象経費（補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除くものとし、別表の第3欄に定めるところにより算定された額（間接補助事業については、その額と、前項第2号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）の額のいずれか少ない額）を限度とし、1,000円未満の額は切り捨てるものとする。）に別表の第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号までによるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。） 、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、 第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める
	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 市町村が行う補助事業に係る補助対象経費の額の2割を超える減額
- (2) 間接補助金の減額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中、「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
 - (1) 間接補助事業に係る補助対象経費の額の2割を超える減額
 - (2) 間接補助事業の中止及び廃止

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、

直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は翌年度の4月5日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号に掲げる書類は、様式第1号、様式第2号及び様式第4号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円（市町村以外の者が取得等をした財産にあっては30万円）以上の機械器具とする。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(間接的な財産処分の承認)

第13条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に掲げる財産を定めなければならない。

(収益納付)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより、自

- ら又は間接補助事業者に収入があったときは、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑 則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年2月15日から施行し、平成11年度の補助事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年3月13日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 平成13年3月31日以前に交付決定が行われた事業については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年3月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 平成14年3月31日以前に交付決定が行われた事業については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年8月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 平成15年3月31日以前に交付決定が行われた事業については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成16年3月31日以前に交付決定が行われた事業については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 平成17年3月31日以前に交付決定が行われた事業については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年1月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 平成18年3月31日以前に交付決定が行われた事業については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年3月12日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 平成20年3月31日以前に交付決定が行われた事業については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年9月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 平成22年3月31日以前に交付決定が行われた事業については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年3月19日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月4日から施行し、令和3年度事業から適用する。